

令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ  
(令和3年7月30日 令和3年7月1日からの大雨被災者  
生活・生業再建支援チーム) (抜粋)

### 3. 今後の課題

今回の災害対応を教訓として、今後起こり得る豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるよう、関係機関が一体となって取り組む。

#### ○盛土による災害の防止に向けた総点検と対応策の検討

国土交通省において盛土の可能性のある箇所を概略的に抽出し、抽出結果を関係省庁・地方公共団体に提供する。これを受け、危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。

- 梅雨前線による大雨に伴い、令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生。
- 死者・行方不明者27名、家屋の被害128棟（135世帯）※1などの甚大な被害。
- このほか、国道135号の通行止めや東海道新幹線・JR東海道線の一時運休等、大きな社会的影響が生じた。

※1：「熱海伊豆山地区の土石流の発生について（第50報）」を参照

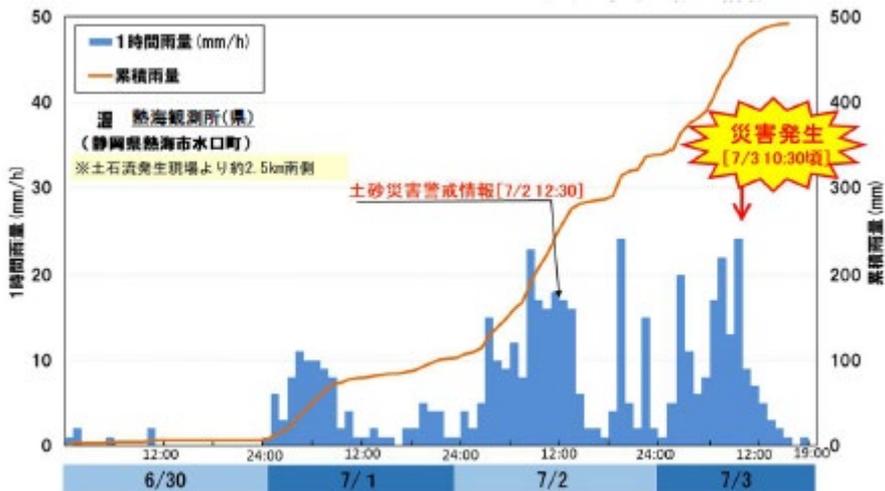
### 【位置図】



### 【土石流による被害状況等】



### 【土石流発生前後の降雨量】



家屋被災状況



国道被災状況

## 静岡県内全域（静岡県土採取等規制条例）

- ・ 盛土を含む土採取等に対して知事に届出が必要（1ha未満の土採取等については市長に権限移譲）
- ・ 本事案では、事業者は1ha未満の土採取等として市長に届出

## 凡例： 土砂災害警戒区域

- ・ 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

## 土砂災害特別警戒区域

- ・ 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土石流起点

砂防指定地  
(砂防法)

## 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）

- ・ 宅地造成に関する工事を行う場合には、知事等の許可が必要（熱海市においては市長に権限移譲）
- ・ 本事案では、宅地造成に該当しなかったため許可不要

## 地域森林計画対象の民有林（森林法）

- ・ 盛土等の開発行為（1ha超）を行う場合は、知事の許可が必要
- ・ 本事案では、1ha以下のため許可不要

土石流の流れ  
(逢初川)

※産業廃棄物については、土地利用区域にかかわらず、不法投棄は禁止（廃棄物処理法）

※あくまでイメージであり、必ずしも正確な位置関係を示すものではない  
※静岡県ホームページの情報を元に作成

## 熱海市土石流発生箇所付近における法令等に基づく指導等の経緯

時期	森林法	廃棄物処理法	県条例
2007年5月	県がA社(行為者)に対し土地 改変行為の中止・森林復旧を 文書指導		
2009年7月			届出書と現場の面積が異なるため、市 がA社・B社(施工業者)に対し変更届の 提出を指導
2009年11月			市がA社に対し災害防止措置等を指導
2010年8月		盛土の中に産業廃棄物が混じっ ていたため、市と県が撤去を指導	
2010年9月			市がA社に対し工事中止と完了届の提 出を指導
2010年10月			市がA社に対し土砂搬入の中止を要請

